魚津市コンベンション開催事業補助金の取扱いについて (2019.4~)

魚津市役所商工観光課 (TEL 0765-23-1025)

Q&A(補助金対象の可否、添付書類等について)

Q1 コンベンション期間中、全日程で市内施設を開催場所とすることができない (一部、やむを得ず市外施設を利用する)場合は、補助金の対象となるか?

【回答】

コンベンション期間中に利用予定の市内施設が、休館日等の特段の事情により利用が困難な場合で、やむを得ず市外施設を利用する場合は補助対象(※)とします。この場合、実績報告書に添付を要する「施設利用料の領収書の写し」は市内施設分のみとします。

※<u>著しく市内施設の利用が少ない案件については、事前審査の段階で補助対象外と</u> <u>判断する場合もあります。</u>コンベンション(宿泊)期間や練習時間など<u>申請案件に</u> <u>さまざまなケースが想定されるため、事前にご相談願います。</u>

Q2 体育系の合宿等で、<u>実際の運動的な練習を行わず、練習様子(フォーム等)をビデオ撮影したものを宿泊館内施設で指導者等を交えて講習を行う</u>場合は、「市内施設利用による練習」とみなし、補助対象となるか?

【回答】

宿泊館内施設を利用したことが領収書の写し等で明らかな場合、<u>市内施設を利用した練習とみなして補助対象</u>とします。ただし、当該コンベンション(宿泊)期間中に、市内施設で実際の練習を行うことを前提とします。

Q3 申請書類提出が3か月前となっているが、市内施設予約受付が3か月前から初めて予約できる場合の対応如何。

【回答】

市内施設の利用(予約)が確定していない段階において、書類の事前審査(記載事項の確認)は受け付けいたしますが、<u>補助金の確保(補助対象の確約)をするも</u>のではありません。

この場合、市内施設を利用することが確実となった(予約ができた)時点で、速やかに交付申請書を提出してください。市で審査のうえ、交付決定の可否を判断いたします。

魚津市コンベンション開催事業補助金の取扱いについて (2019.4~)

Q4 市内施設を予約して利用予定だったが、当日降雨等により利用できなかった場 合の対応如何。

【回答】

補助対象とします。

この場合、実績報告書類に添付を要する「施設利用料の領収書の写し」が提出で きないこととなりますが、事業実績書(様式第6号)において、「〇日は降雨に市 内施設の利用ができなかった」旨を記載してもらうものといたします。

Q5 要件とした市内施設での開催について、施設利用料が無料の場合、実績報告時 に添付が必要な「施設利用料の領収書の写し」の取扱如何。

【Q5 回答】

施設利用料が発生しない場合は、当該施設を利用した旨を証明いただくため、当 該施設の確認印がある「施設利用証明書(様式不定)」の添付を求める場合があり ます。

(例) 「〇〇(補助金申請団体名)は、〇〇の練習で〇月〇日から〇日まで館内会 議室を利用していたことを証明します。」

年 月 施設名 (ED) $\boldsymbol{\mathsf{B}}$

Q6 実績報告時に添付が必要な「施設利用料の領収書の写し」について、補助金申 請団体が後日振込で施設利用料を支払う場合の取扱如何。

【Q6 回答】

市内利用施設への利用料の振込明細の写しなど、市内施設を利用したことが分か る資料の提出を求める場合があります。

また、当該利用料の振込による支払が年度末を越える場合、必要に応じて市内施 設を利用したことが分かる書類(例:請求書の明細の写しや上記Q5回答の書類)な どの提出を求める場合があります。

※ 上記Q1~Q6以外にご不明な点がありましたら、お手数ですが、下記までお問い 合わせいただきますようお願いいたします。

魚津市役所商工観光課 (TEL 0765-23-1025)